

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

2023 年 2 月 22 日

岩崎通信機株式会社

岩通ネットワークソリューション株式会社

2023年2月22日

各位

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村 彰吾

東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩通ネットワークソリューション株式会社
代表取締役社長 小野口 匡史

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項)
(承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項)

岩崎通信機株式会社(以下「分割会社」といいます。)と岩通ネットワークソリューション株式会社(以下「承継会社」といいます。)は2023年2月13日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社が北海道支店及び千葉営業所における各事業(ただし、千葉営業所においてはプラント向け通信設備事業を除く)に関して有する権利義務の一部を承継会社へ承継させる旨の吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことといたしました。本件分割に関する事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は、別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

なお、本件分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第1項に定める略式分割となります。

2. 会社法758条4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本件分割に際して、承継会社は分割会社の完全子会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2「分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

分割会社は、岩通マニュファクチャリング株式会社(以下「岩通 MFG」といいます。)と2022年8月19日付で作成した共同新設分割計画書に基づき、2022年10月3日を効力発生日として、分割会社の印刷システム事業(ただし、名刺カッター及びラベル印刷機に関する事業を除く)並びに岩通 MFG の栃木事業所における事業に関して有する権利義務を、新たに設立する岩通ケミカルクロス株式会社に承継させる共同新設分割を行いました。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3「承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割については、下記の理由により、分割効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務(分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限ります)につき履行の見込みがあると判断しております。

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の2022年3月末日現在の貸借対照表における資産の額は34,068百万円、負債

の額は 11,798 百万円、純資産の額は 22,269 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は 123 百万円、負債の額は 67 百万円となる見込みであり、本件分割が分割会社に与える影響は軽微です。

また、本件吸収分割の効力発生日以後において、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の 2022 年 3 月末日現在の貸借対照表における資産の額は 466 百万円、負債の額は 278 百万円、純資産の額は 187 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、分割会社が承継会社に承継させる資産及び負債の額は上記(1)のとおりです。

また、本件吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上より、本件分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上

別紙 1

「吸収分割契約書」

次頁以降をご覧ください。

吸収分割契約書



岩崎通信機株式会社（以下「甲」という。）と岩通ネットワークソリューション株式会社（以下「乙」という。）とは、甲がその事業の一部（第1条に定義する。以下「本事業」という。）を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、次のとおり契約する（以下この吸収分割契約書による合意を「本契約」という。）。

（目的）

第1条 甲は、その経営する事業のうち北海道支店及び千葉営業所における各事業（ただし、千葉営業所においてはプラント向け通信設備事業を除く。）に関して有する第3条1項に規定する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（当事会社の商号及び住所）

第2条 本分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収分割会社）：岩崎通信機株式会社

東京都杉並区久我山一丁目7番41号

乙（吸収分割承継会社）：岩通ネットワークソリューション株式会社

東京都杉並区久我山一丁目7番41号

（本分割により承継する権利義務）

第3条 乙は、効力発生日において、本事業に属する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務を甲から承継する。ただし、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定するものとする。

2. 本分割による甲の乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

3. 本分割による甲の乙に対する債務の承継に関し、会社法第759条第2項の規定により甲が弁済その他負担をしたときであっても、当該債務の最終的な負担者は乙とし、甲は乙に対して、その負担の全部を求償することができるものとする。

（本分割に際して乙が交付する対価）

第4条 乙は、甲に対して、株式の交付及び株式に代わる金銭等の交付は行わないものとする。

（乙の資本金、準備金等）

第5条 本分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

（効力発生日）

第6条 本分割の効力発生日は、2023年4月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他

の事由により、甲乙が協議してこれを変更することができる。

(株主総会の承認の省略)

第7条 甲は、会社法第784条第2項の定めにより、甲の株主総会による承認決議を得ないで本分割を行う。

2. 乙は、会社法第796条第1項の定めにより、乙の株主総会による承認決議を得ないで本分割を行う。

(競業避止義務を負わない旨の確認)

第8条 甲は、本分割に関して、本事業及びこれに類似する事業に関わる競業避止義務を負わない。

(会社財産の管理等)

第9条 本契約締結後効力発生日まで、甲は本事業につき、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理をする。甲が本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙が協議した上でこれを行う。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第10条 甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までに、本契約に定める義務に重大な違反が発生した場合、本分割の実行のために必要な関係官庁の許認可等が得られないと合理的に判断された場合、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または、本分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本分割の目的の達成が著しく困難となった場合は、協議の上、合意により本契約に定める条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(費用負担)

第11条 分割実行にいたるまでの手続にかかる費用は、甲乙協議のうえ負担者を定める。

(本契約の効力)

第12条 本契約は、法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約書に定めのない事項)


第13条 本契約に定める事項のほか、本分割に際し必要な事項は、甲乙が協議して定める。


(準拠法と管轄)

第14条 本契約書に関する解釈及び紛争に対しては日本法に準拠し、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、本証を甲が、写しを乙が保有する。

2023年2月13日

甲 東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役 木村 彰吾 

乙 東京都杉並区久我山一丁目7番41号
岩通ネットワークソリューション株式会社
代表取締役 小野口 匡史 

別紙 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

甲から乙に承継される権利及び義務は、効力発生日（変更された場合には、変更後の日を含む。以下同じ。）において甲が本事業に関して有する以下の資産及び負債その他の一切の権利義務とする。

なお、承継する権利義務のうち、資産及び負債の評価は2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産及び負債

甲が本事業に関して有する資産及び負債のうち次に定めるもの一切、並びに明示的に承継の対象とされた負債以外の本事業に関する全ての債務（未発生 of 潜在債務を含む。）

- (1) 流動資産 売掛金、仕掛品及び前払費用
- (2) 固定資産 工具器具備品及び差入保証金
- (3) 流動負債 買掛金、未払費用及び賞与引当金
- (4) 固定負債 受入保証金及び退職給付引当金

2. 契約上の地位（雇用契約を除く。）

- (1) 本事業に関連して締結した契約及びこれに基づく個別契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する権利義務
- (2) 前号に関わらず、本事業以外の甲の事業にも関連して締結された契約並びにこれに基づく本事業以外の甲の事業にも関連する個別契約は乙に承継されない。

3. 雇用契約

本分割により、効力発生日において、添付の従業員リスト記載の甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継する。

以上



別紙 2

「分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

次頁以降をご覧ください。

決算報告書

第113期

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

岩崎通信機株式会社

事業報告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施により経済活動が停滞する中、新型コロナウイルスのワクチン接種の普及により、緩やかながらも景気回復の兆しが見られました。しかしながら、半導体を中心とした製造部品の供給不足による生産活動の停滞や原材料価格の高騰などにより、企業収益への影響が顕在化し、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループでは引き続き感染防止策を講じながら事業活動を継続するとともに、部品調達活動及び生産活動に注力し、売上高の回復を図ってきました。

この結果、当連結会計年度の売上高は23,182百万円で前連結会計年度に比べ6.8%の増収となりました。利益面では営業利益501百万円（前連結会計年度968百万円の損失）、経常利益590百万円（前連結会計年度896百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は595百万円（前連結会計年度5,233百万円の利益）となりました。

なお、経常利益が前連結会計年度に比べ1,486百万円改善したにもかかわらず、親会社株主に帰属する当期純利益が前連結会計年度に比べ4,637百万円悪化した主な要因は、前連結会計年度において当社本社敷地内の土地及び建物の一部を売却したことによる土地売却益8,333百万円を特別利益に計上し、これに伴う法人税、住民税及び事業税161百万円、並びに法人税等調整額2,005百万円をそれぞれ計上したことによるものです。

セグメントごとの状況は次のとおりです。

(情報通信事業)

情報通信事業においては、主力製品であるビジネスホンと生産子会社における受託生産の売上高が増加したことにより、事業全体の売上高は17,917百万円で、前連結会計年度に比べ5.3%の増収となりました。セグメント損益は売上高の増加に伴い、1,596百万円の利益（前連結会計年度877百万円の利益）となりました。

(印刷システム事業)

印刷システム事業においては、主に印刷関連機器の売上高は減少しましたが消耗品の売上高が増加したことにより、事業全体の売上高は1,849百万円で、前連結会計年度に比べ5.9%の増収となりました。セグメント損益は売上高の増加に伴い、20百万円の利益（前連結会計年度269百万円の損失）となりました。

(電子計測事業)

電子計測事業においては、主にパワーエレクトロニクス関連及び電子部品の売上高が増加したことにより、事業全体の売上高は2,953百万円で前連結会計年度に比べ15.7%の増収となりました。セグメント損益は売上高の増加に伴い、215百万円の利益（前連結会計年度114百万円の損失）となりました。

(不動産事業)

不動産事業においては、主に収益物件の売上高が増加したことにより、事業全体の売上高は460百万円で、前連結会計年度に比べ16.3%の増収となりました。セグメント損益はリーシング費用等の一時的な費用負担により、103百万円の利益（前連結会計年度116百万円の利益）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、需要動向に対応した新製品の開発及び生産並びに原価低減のための設備投資を総額572百万円実施しました。

(情報通信事業)

情報通信事業では、主力のビジネスホン関連商品の開発・生産用設備、製品用ソフトウェアを中心に287百万円の投資を実施しました。

(印刷システム事業)

印刷システム事業では、印刷・製版機及び消耗品の開発・生産用設備を中心に28百万円の投資を実施しました。

(電子計測事業)

電子計測事業では、開発・生産用設備を中心に41百万円の投資を実施しました。

(不動産事業)

不動産事業では、賃貸用不動産の整備を中心に31百万円の投資を実施しました。

(その他)

報告セグメント以外では、当社における本社建物及び各種システムの整備を中心に183百万円の投資を実施しました。

このほか、経常的に発生するものを除き、重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループでは2022年度を自らの改革起点とする4年間の新中期経営計画「REBORN」を策定し、聖域なき大胆なコスト構造改革、省エネ・効率化などカーボンニュートラル社会の実現に貢献する成長戦略、そしてESG経営を不転換の決意で推進してまいります。

今後の見通しにつきましては、ワクチン接種の普及等によりコロナ禍の収束とともに経済活動は徐々に持ち直していくことが期待されます。一方、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格の高騰や半導体を中心とした製造部品の調達不足による生産活動への影響は今後も継続することが予想され、2022年度以降の事業活動への影響が懸念されま

す。このような状況の中、次期の連結業績につきましては、売上高は増収の見込みですが、利益面では原材料価格の高騰による原価率の悪化、及び将来に向けた一過性の費用負担が見込まれることから、売上高23,700百万円、営業損失400百万円、経常損失350百万円、親会社株主に帰属する当期純損失350百万円を見込んでいます。これは、新たな新中期経営計画「REBORN」の完遂に向けた構造改革のための損失計上であり、新中期経営計画を通じて企業価値向上に当社グループ一丸となって全力で取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第110期 2019年3月期	第111期 2020年3月期	第112期 2021年3月期	第113期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上収益 (百万円)	20,847	22,294	21,706	23,182
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△151	215	△896	590
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	410	57	5,233	595
1株当たり当期純利益 (円)	41.42	5.81	527.52	59.96
純資産額 (百万円)	19,676	19,465	24,971	25,359
総資産額 (百万円)	29,409	28,944	36,110	36,441

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第110期 2019年3月期	第111期 2020年3月期	第112期 2021年3月期	第113期 (当事業年度) 2022年3月期
売上収益 (百万円)	16,557	18,106	16,525	17,064
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△193	80	△830	288
当期純利益 (百万円)	422	46	5,237	343
1株当たり当期純利益 (円)	42.68	4.72	527.94	34.54
純資産額 (百万円)	17,124	16,877	22,300	22,269
総資産額 (百万円)	26,768	26,105	33,127	34,068

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

子会社の状況

名称	資本金又は 出資金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
岩通マニュファクチャリング(株)	295	100.0	情報通信機器製造業
Iwatsu (Malaysia) Sdn. Bhd.	千RM 20,200	100.0	情報通信機器製造業
岩通ソフトシステム(株)	80	100.0	ソフトウェア業
東通工業(株)	50	100.0	情報通信機器修理業
岩通ネットワークソリューション(株)	94	100.0	情報通信機器販売業
groxi(株)	20	100.0	SI業
電通サービス(株)	10	100.0	情報通信機器販売業
岩通ビジネスサービス(株)	94	100.0	ビルメンテナンス業

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
情報通信事業	ビジネスホン、PBX、構内PHSシステム、ペー징システム、電話機、ネットワーク関連機器、コンタクトセンタソリューション、CRMソリューション、システム運用監視サービス、データセンターサービス、データ分析ソリューション、セキュリティソリューション、資産管理ソリューション、BCP対策ソリューション、無線認証システム、緊急通報装置、LED照明調光システム、エネルギーマネジメントシステム、太陽光発電監視システム、遠隔残量監視システム、Webコミュニケーションツール、工場IoTソリューションの製造販売
印刷システム事業	デジタル製版機、名刺カッター、ラベル印刷機、インクジェットプリンタ、メーリング関連機器、関連消耗品、除菌衛生商材の製造販売
電子計測事業	デジタル・オシロスコープ、各種プローブ、デジタル・マルチメータ、ユニバーサル・カウンタ、信号発生器、教育実習装置、熱伝導率測定装置、位置決め変位計、非接触変位計、非接触厚さ計、放射線量モニタ、アイソレーションシステム、半導体カーブトレーサ、高電圧CV測定システム、磁性材料特性測定装置、パターン・ジェネレータ、パワーアナライザ、周波数レスポンス&インピーダンスアナライザ、アンプ、航空宇宙機器システム、電子部品（コネクタ、スイッチ、ハーネス）、赤外線サーモグラフィの製造販売
不動産事業	不動産の賃貸等

(7) 主要な営業所及び工場

営業所：東京都、北海道、宮城県、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県

工場：岩通マニュファクチャリング(株)（福島県、栃木県）、Iwatsu (Malaysia) Sdn. Bhd.（マレーシア）

(8) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
情報通信	1,015名
印刷システム	85名
電子計測	106名
不動産	2名
全社	50名
合計	1,258名

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
433名	48.0歳	21.2年

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,080,344株 (うち自己株式37,811株)
- (3) 株主数 5,942名

(4) 大株主の状況

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
The Hongkong and Shanghai Banking Corp. Ltd.	2,087,000	20.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	994,900	9.91
株式会社日本カストディ銀行	584,300	5.82
株式会社三菱UFJ銀行	498,135	4.96
日本生命保険相互会社	300,255	2.99
明治安田生命保険相互会社	300,065	2.99
岩通協力企業持株会	224,256	2.23
岩通グループ従業員持株会	183,112	1.82
加賀電子株式会社	151,300	1.51
岩通販売店持株会	135,713	1.35
計	5,459,036	54.36

3. 会社役員に関する事項

(1) 役員一覧

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西戸 徹	代表取締役社長社長執行役員	
相浦 司	取締役常務執行役員ICTビジネス本部長	
木村 彰吾	取締役常務執行役員管理本部長	
下村 規夫	取締役執行役員技術本部長兼技術本部技術推進部長	
小野口 匡史	取締役執行役員営業本部長	岩通ネットワークソリューション株式会社 代表取締役社長
中島 秀之	取締役	
沖 恒弘	取締役	
西村 隆治	取締役(監査等委員)	
富高 健	取締役(監査等委員)	
三木 康史	取締役(監査等委員)	
伊藤 彰敏	取締役(監査等委員)	
河本 茂	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 中島秀之、沖恒弘、三木康史、伊藤彰敏及び河本茂は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ています。
2. 内部監査部門等との十分な情報共有や連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村隆治及び富高健を常勤の監査等委員として選定しています。
3. 監査等委員西村隆治は、当社の最高財務責任者を務めた経験から、また、監査等委員三木康史は、金融機関で融資先審査等の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号で定める額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしています。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担していません。

(4) 社外役員の状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中島 秀之	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち14回出席し、証券会社での豊富な経歴及び取締役として培ってきた経験や見識をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、当社の経営に有益な意見や率直な指摘等の発言を適宜行っています。また、任意の報酬指名諮問委員会の委員を務め、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場での監督等の役割を果たしています。
取締役	沖 恒弘	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち14回出席し、公認会計士として培ってきた財務及び会計に関する豊富な経験や見識をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、当社の経営に有益な意見や率直な指摘等の発言を適宜行っています。また、任意の報酬指名諮問委員会の委員を務め、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場での監督等の役割を果たしています。
取締役 (監査等委員)	三木 康史	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち、監査役として3回、監査等委員として11回、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会6回のうち6回に出席しました。主に、金融機関での豊富な経歴や見識から、取締役会に有益な助言を行っています。また、社外から得られる情報をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、中立の立場から客観的な発言を適宜行うなど、監査・監督機能を十分に発揮しています。
取締役 (監査等委員)	伊藤 彰敏	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち、監査役として3回、監査等委員として11回、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会6回のうち6回に出席しました。主に、情報通信事業者での豊富な経歴や見識から、取締役会に有益な助言を行っています。また、社外から得られる情報をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、中立の立場から客観的な発言を適宜行うなど、監査・監督機能を十分に発揮しています。
取締役 (監査等委員)	河本 茂	当事業年度中に開催の取締役会14回のうち、監査役として3回、監査等委員として11回、また、監査役会2回のうち2回、監査等委員会6回のうち6回に出席しました。主に、保険会社での豊富な経歴や見識から、取締役会に有益な助言を行っています。また、社外から得られる情報をもとに一般株主の利益保護を踏まえ、中立の立場から客観的な発言を適宜行うなど、監査・監督機能を十分に発揮しています。

(5) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について独立社外取締役を過半数とする任意の報酬指名諮問委員会に対して意見照会を実施しています。

基本方針として取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度は、常勤取締役は、役割に応じた定額部分と業績連動部分で構成する月例の固定報酬制としています。社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から定額報酬による月例の固定報酬制としています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系及び個人別の報酬額の決定にあたっては、独立社外取締役を過半数とする任意の報酬指名諮問委員会に対して事前に意見の照会を行い実施するものとしています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の成果貢献に対する評価及び報酬額としています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、定額部分と業績連動部分により構成されており、その報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する他社水準を踏まえ、役位ごとに割合を設定しています。取締役会より委任を受けた代表取締役社長は任意の報酬指名諮問委員会の意見を尊重し、報酬割合の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬内容を決定するものとしています。

役位ごとの割合は、代表取締役社長が定額部分70%、業績連動部分30%、取締役常務執行役員が定額部分75%、業績連動部分25%、取締役執行役員が定額部分80%、業績連動部分20%です。

定額部分については、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしています。

また、業績連動部分については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映させるものとし、当該事業年度の連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益、配当状況及び各取締役の役職に応じた成果貢献を総合的に勘案して決定するものとしています。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしています。

なお、業績連動報酬は、当該事業年度の業績指標と各取締役の役職に応じた重責度合いを勘案し、年度業績に対する成果貢献を評価して決定しています。

本指標の実績については、1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

取締役会は、代表取締役社長西戸徹に対し当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の額の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の報酬指名諮問委員会がその妥当性等について確認しています。

これらの手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しています。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第112回定時株主総会において、年額190百万円以内と決議しています。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでいません。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第112回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）です。

なお、監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役の報酬については、取締役の金銭報酬の額は、1984年6月29日開催の第75回定時株主総会において月額17百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点での取締役の員数は15名です。監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第85回定時株主総会において月額5百万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。

(6) 役員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	91	88	3	6
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	15	15	—	2
監査役（社外監査役を除く）	4	4	—	2
社外取締役（監査等委員を除く）	17	17	—	2
社外取締役（監査等委員）	8	8	—	3
社外監査役	2	2	—	3

(注) 上記の報酬のほか、使用人兼務役員3名に対する使用人給与（賞与含む）として28百万円支給しています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
- ② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触したと認められた場合、及び会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とします。

(2) 監査報酬の内容等

① 会計監査人に対する報酬の内容

区分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	59百万円	—
連結子会社	—	—
計	59百万円	—

- ② その他重要な報酬の内容
当社の連結子会社であるIwatsu (Malaysia) Sdn. Bhd. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けています。
- ③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
当社監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 基本方針

- ① 内部統制システムは会社の業務の適正を確保するために必要であるという認識の下、代表取締役社長をトップとする全社体制を構築する。
- ② 取締役会等、業務の執行に関する審議及び報告について、基準等を社内規程として整備し、法令、定款及び社内規程に従って適正なる業務執行を行う。
- ③ 監査等委員会設置会社とし、監査等委員である取締役を含め業務執行を行わない社外取締役が3分の1以上を占める取締役会構成とする。これにより、取締役会の監督機能を高め、意思決定における透明性・公正性を確保する。また、独立の立場から監査等委員会の監査を受け、適正な業務執行を行う経営体制を実現する。
- ④ 執行役員制を活用し、効率的な業務執行を行う。また、社外取締役のほか、必要に応じて社外の専門家の意見を求め、客観的、合理的な判断を積極的に取り入れる。
- ⑤ 内部統制のうち、特にコンプライアンス、リスクマネジメントの体制を構築、維持するための担当役員（執行役員を含む）を定めた上、推進担当部門を明確化し、全社的な取組を推進する。
- ⑥ 次項の体制を含め、本方針に沿った体制を整備、運用するのみならず、日常業務において内部監査を実施し、不断の見直しと改善によって、内部統制の実効性を継続して強化する。
- ⑦ 次項で各体制として示す担当役員、組織、委員会、その他の要素については、それぞれの目的を損なわない場合には、統合によって重複を避け、効率的な運用を行う。

(2) 整備すべき体制と構築方針

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報・文書は、社内規程類及び管理マニュアル等に従って適正に保存・管理する。
 - ・特に、重要な情報を識別し、その漏洩・毀損・散逸等のないよう適切に保管する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクマネジメント運営のための規程類にのっとり、部門横断的な委員会を設置して全社的な視点によるリスクマネジメントを推進する。

- ・上記委員会等の全社的組織の活動及び内部監査等を通して、業務の執行における法令等の違反その他の事由による損失の危険の発見に努め、発見された危険については、速やかにこれに対する対応策の必要性を判断し、必要ならば基準、手順等を含む具体的な対応策を講じることができる体制とする。
 - ・災害等の有事に備えるため、危機対策本部の設置等、対応について定めるとともに、定期的に訓練を実施する。
 - ・必要に応じて特定の法令遵守等に関する規程類を整備し、また、個別のリスクに対応するための定例会議その他の体制を整備する。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・中期計画及び年度計画を策定し、これらに基づき目標達成に努めるとともに、進捗について定期的に確認を行う。
 - ・執行役員制の採用により、役割を明確化し、より迅速な意思決定を図る。
 - ・取締役会付議事項について取締役会規則を遵守し、資料の検討と審議を充分行った上で経営判断を行う。
 - ・取締役会、常務会を含む主要な会議について年間日程を設定し、これを基に計画的に開催する。（ただし、必要な場合には臨時に招集し、機動的な対応を行う。）
 - ・日常の業務については、業務分掌、決裁権限等の社内規程類に従って適正な権限に基づく意思決定と執行を行う。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程、倫理規程、その他の規程類や行動基準を定め、自律性を重んじる気風の醸成に努める。
 - ・マニュアルその他の運用ツールや社内研修等を通して全社の法令・定款の遵守徹底を図る。
 - ・法令・定款等の違反について内部通報を受け付けるためのホットラインを設置する。
 - ・コンプライアンス状況を監視するため、内部監査を実施する。
 - ・万一違反等の問題が発生した場合には、速やかに取締役会及び監査等委員会に報告し、必要に応じて臨時の委員会等により対応策を講じる体制とする。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・コンプライアンスのための体制の整備を担当する役員は、当社グループ全体のコンプライアンス確保のための体制を構築する権限と責任を持つものとする。
 - ・内部統制のための体制構築方針をグループ内で共有し、一貫した体制づくりを行う。
 - ・各子会社において取締役会規則、決裁権限、業務分掌その他の規程を整備し、年度計画等により目標を共有することにより、有効かつ効率的な運用を図る。子会社の決裁及び報告については社内規程類を厳格に適用し、各社の取締役会等の機関を通して経営に関する決定を監督する体制とする。
 - ・子会社における損失の危険が発見された場合は、上記と同様に取り扱う。
 - ・子会社が当社に報告すべき事項について規程を設け、明確化した上で、適切に運用する。事業運営に関する報告については、会議を定期的に開催し、これに子会社を招集し報告を行わせる。
 - ・当社より子会社の取締役及び監査役を派遣することにより、重要な情報の報告の漏れを防ぎ、適切に監督する体制とする。
 - ・当社の方針に沿ったリスクマネジメント体制を各子会社で整備するものとし、内部監査等を通して実効性を確認する。
 - ・当社の設けるホットラインを子会社の社員にも周知させ、違反についての内部通報を受け付ける体制とする。
- ⑥ 監査等委員会の職務の実効性を確保するための体制
- ・内部監査部門は、監査の結果を担当取締役のほか監査等委員会に報告する。
 - ・監査等委員会は、必要に応じ、内部監査部門に調査を指示することができる。内部監査部門はその調査結果を監査等委員会に直接報告する。
 - ・監査等委員会が求める場合には専任の使用人を置き、監査等委員会の補助に当たらせる。監査等委員会より受けた業務命令に関して、当該使用人は監査等委員以外の取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助に当たるものとし、当該使用人の人事に関する事項は監査等委員会の事前の同意を得て行うものとする。
 - ・取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。監査等委員会の職務執行への協力については規程により定める。監査等委員会の補助を行う使用人を置く場合は、当該使用人への協力についても同規程の定めを含むものとみなす。
 - ・当社は、監査等委員である常勤取締役を置く。取締役会以外の重要な会議についても監査等委員である常勤取締役の出席を求め、情報の共有を図るとともに、意見等を聞くことができる体制とする。子会社が出席する主な会議に監査等委員である取締役が出席し、直接報告等を聞くことを可能にする。
 - ・原則として、当社の監査等委員である常勤取締役は子会社の監査役を兼ねることにより、子会社の取締役会その他において直接報告等を聞くことを可能にする。

- ・監査等委員会に報告したことを理由とした不利な取扱いを禁止する。その旨を規程により明確化し、周知する。子会社の取締役又は使用人が監査等委員会に報告した場合についても同様とする。
- ・監査等委員会の職務の執行について生ずる費用は、実績を基に、監査等委員会と調整の上で年度予算に組み込み、監査等委員会より要請がある場合には前払を行うことを含め、適切に処理を行う。また、これにかかわらず、監査等委員会の職務に要する費用について監査等委員会からの特別の要請があるときは、これを拒む正当な理由がある場合を除き、要請に沿うように対応するものとする。
- ・以上のほか、管理本部の担当役員、並びにリスクマネジメント担当役員、コンプライアンス担当役員は、監査等委員会との連携を通じ、監査の実効性向上を図らなければならない。その他の役員についても監査等委員会の意見を十分に尊重し、監査の実効性確保に協力しなければならない。

(3) 運用状況の概要

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
社内規程類及び管理マニュアル等に従って、毀損、散逸等のないよう適切に管理保存しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクマネジメント担当役員を置き、関連規程を整備するほか、常勤役員及び執行役員で構成するリスクマネジメント委員会を開催し、情報共有によるリスク管理及び未然防止に努めています。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会規則で取締役会付議事項を明記するほか、社内規程で執行役員その他の役職者の決裁権限を明確にし、意思決定の迅速化、効率化を図っています。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社はコンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス規程、倫理規程、行動規準等の関連規程類に従い、法令遵守に努めています。また、当社及び子会社において内部通報のためのホットラインを整備し、実効性の確保に努めています。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社のコンプライアンス推進室が作成し、取締役会で承認した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しています。
- ⑥ 監査等委員会の職務の実効性を確保するための体制
当社及び子会社の取締役若しくは従業員が監査等委員である取締役からの照会に速やかに対応するよう社内規程を定めるほか、社内の主要会議へ監査等委員である常勤取締役の出席を求め、また監査等委員である常勤取締役とコンプライアンス推進室との会合を毎月開催して、情報共有や意見交換に努めています。

(注) 百万円単位未満は切り捨てて表示しています。

附属明細書

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	小野口 匡 史	岩通ネットワークソリューション株式会社	代表取締役社長	子会社

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,232	流動負債	4,275
現金及び預金	5,927	支払手形及び買掛金	1,764
受取手形	514	短期借入金	75
電子記録債権	578	未払金	933
売掛金	4,555	契約負債	375
商品及び製品	1,732	未払法人税等	95
仕掛品	725	賞与引当金	520
原材料及び貯蔵品	3,044	製品保証引当金	65
その他	154	その他	444
貸倒引当金	△0	固定負債	6,805
固定資産	19,208	繰延税金負債	3,226
有形固定資産	16,603	株式給付引当金	56
建物及び構築物	5,377	退職給付に係る負債	2,966
機械装置及び運搬具	615	その他	557
工具、器具及び備品	562	負債合計	11,081
土地	10,032	(純資産の部)	
その他	15	株主資本	24,815
無形固定資産	956	資本金	6,025
ソフトウェア	911	資本剰余金	6,948
その他	45	利益剰余金	11,977
投資その他の資産	1,648	自己株式	△135
投資有価証券	1,149	その他の包括利益累計額	544
その他	533	その他有価証券評価差額金	304
貸倒引当金	△34	為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	239
		純資産合計	25,359
資産合計	36,441	負債純資産合計	36,441

(注) 百万円単位未満は切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	23,182
売上原価	15,217
売上総利益	7,964
販売費及び一般管理費	7,463
営業利益	501
営業外収益	135
受取利息	5
受取配当金	42
出資金運用益	20
受取地代家賃	36
その他	29
営業外費用	45
支払利息	2
為替差損	15
固定資産除却損	21
その他	6
経常利益	590
特別利益	189
投資有価証券売却益	87
補助金収入	102
特別損失	127
投資有価証券評価損	112
災害による損失	15
税金等調整前当期純利益	652
法人税、住民税及び事業税	105
法人税等調整額	△48
当期純利益	595
親会社株主に帰属する当期純利益	595

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,025	6,948	11,776	△147	24,603
会計方針の変更による累積的影響額			1		1
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,025	6,948	11,778	△147	24,604
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			595		595
剰余金の配当			△396		△396
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				12	12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	198	11	210
当期末残高	6,025	6,948	11,977	△135	24,815

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	268	△130	229	367	24,971
会計方針の変更による累積的影響額					1
会計方針の変更を反映した当期首残高	268	△130	229	367	24,972
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					595
剰余金の配当					△396
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35	130	10	176	176
当期変動額合計	35	130	10	176	387
当期末残高	304	0	239	544	25,359

連結注記表

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

岩通マニュファクチャリング㈱、Iwatsu (Malaysia) Sdn. Bhd.、岩通ソフトシステム㈱、東通工業㈱、岩通ネットワークソリューション㈱、groxi㈱、電通サービス㈱、岩通ビジネスサービス㈱

(2) 連結の範囲の変更

岩通ビジネスサービス㈱については、2021年7月1日付けで岩通ネットワークソリューション㈱（同日付けで岩通ビジネスサービス㈱より商号変更）からの新設分割により設立したため、連結の範囲に含めています。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3～50年

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 3～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

③ 製品保証引当金

無償保証期間中の修理に備えるため、将来発生する修理見積額を計上しています。

④ 株式給付引当金

社内規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 商品及び製品の販売

情報通信事業において情報通信機器の販売、印刷システム事業において印刷・製版機及び関連消耗品の販売、電子計測事業において電子計測器及び電子部品の販売等を行っています。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、国内の販売において、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

② 請負契約

情報通信事業において情報通信ソリューション、受託生産等の請負契約を締結しています。当該請負契約については、主に成果物を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 連結財務諸表に計上した金額

商品及び製品	1,732百万円
原材料及び貯蔵品	3,044百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げていますが、営業循環過程から外れた滞留品については、一定の回転期間を超える場合過去の販売や廃却実績に基づき定期的に帳簿価額を切り下げる方法により、処分見込品については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しています。

滞留品の規則的な帳簿価額の切り下げは、当社グループが扱う棚卸資産の特性上、製造又は購入から販売や廃却等までの保有期間が長期にわたることから見積りの不確実性があり、また、処分見込品の評価に際しては、処分見込みの有無についての判断を伴うことから、翌期の連結財務諸表において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、支給品を買い戻す義務を負っている有償支給取引について、支給した原材料等の消滅を認識しないこととしています。また、従来営業外費用に計上していた売上割引は、売上収益から控除しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「電子記録債権」及び「売掛金」に含めて表示し、流動負債に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しています（なお、「電子記録債権」は重要性が増したためです。）。また、連結損益計算書の「売上高」は、当連結会計年度より「売上収益」に科目名を変更しています。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表、連結損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微です。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1百万円増加しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19条及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。この結果、当連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

また、金融商品に関する注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	18,100百万円
----------------	-----------

連結損益計算書に関する注記

棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する事項

売上原価	55百万円
------	-------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 10,080,344株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	401	40.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	251	25.00	2022年3月31日	2022年6月27日

(注) 配当金の総額には、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金2百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

仕入債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。また、その一部には原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、売上債権について各営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を検証することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度末における売上債権のうち12%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、期末日における時価及びその差額

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	936	936	—
資産計	936	936	—

(注) 1. 現金は注記を省略しています。また、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金及び未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

2. 非上場株式等の市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額129百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 持分相当額を純額で計上する組合等への出資（連結貸借対照表計上額84百万円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	936	—	—	936
資産計	936	—	—	936

(2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社は、東京都に賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しています。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は101百万円（賃貸収益は売上収益に、主な賃貸費用は売上原価に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりです。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当期末の時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
12,268	△73	12,194	15,560

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 当期増減額のうち、主な減少額は減価償却（△137百万円）です。

3. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額です。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	情報通信	印刷システム	電子計測	不動産	
情報通信機器	11,471	—	—	—	11,471
情報通信ソリューション	2,296	—	—	—	2,296
受託生産	2,202	—	—	—	2,202
印刷・製版機及び関連消耗品	—	1,395	—	—	1,395
電子計測器	—	—	1,554	—	1,554
電子部品	—	—	1,249	—	1,249
その他	1,947	453	149	17	2,567
顧客との契約から生じる収益	17,917	1,849	2,953	17	22,738
その他の売上収益	—	—	—	443	443
合計	17,917	1,849	2,953	460	23,182

2. 収益を理解するための基礎となる情報

通常の支払条件は、引渡し後おおむね3か月以内です。

顧客との契約には製品等が合意された仕様に従っていることの保証が含まれており、この保証に対して製品保証引当金を認識しています。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主として保守契約について保守サービス提供前に顧客から受け取った前受対価です。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、359百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,551.64円
- 1株当たり当期純利益 59.96円

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,238	流動負債	5,948
現金及び預金	4,575	買掛金	1,704
受取手形	399	短期借入金	1,662
電子記録債権	516	未払金	808
売掛金	3,638	未払費用	175
商品及び製品	1,681	預り金	995
仕掛品	131	賞与引当金	300
原材料及び貯蔵品	1,887	製品保証引当金	65
未収入金	896	その他	237
その他	513	固定負債	5,850
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	3,116
固定資産	19,829	株式給付引当金	56
有形固定資産	14,020	退職給付引当金	2,149
建物	4,206	その他	528
構築物	146	負債合計	11,798
機械及び装置	301	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	446	株主資本	21,965
土地	8,908	資本金	6,025
その他	10	資本剰余金	6,942
無形固定資産	952	資本準備金	6,942
ソフトウェア	915	利益剰余金	9,133
その他	37	利益準備金	1,037
投資その他の資産	4,857	その他利益剰余金	8,096
投資有価証券	1,149	圧縮積立金	6,818
関係会社株式	3,270	繰越利益剰余金	1,277
その他	471	自己株式	△135
貸倒引当金	△34	評価・換算差額等	304
		その他有価証券評価差額金	304
資産合計	34,068	純資産合計	22,269
		負債純資産合計	34,068

(注) 百万円単位未満は切り捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	17,064
売上原価	10,860
売上総利益	6,203
販売費及び一般管理費	6,121
営業利益	81
営業外収益	251
受取利息	9
受取配当金	166
受取地代家賃	35
その他	40
営業外費用	44
支払利息	17
為替差損	15
固定資産除却損	6
その他	5
経常利益	288
特別利益	87
投資有価証券売却益	87
特別損失	112
投資有価証券評価損	112
税引前当期純利益	263
法人税、住民税及び事業税	△44
法人税等調整額	△34
当期純利益	343

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
		圧縮積立金					
当期首残高	6,025	6,942	6,942	1,037	6,860	1,313	9,211
会計方針の変更による累積的影響額						1	1
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,025	6,942	6,942	1,037	6,860	1,314	9,212
当期変動額							
当期純利益						343	343
剰余金の配当						△396	△396
圧縮積立金の取崩し					△42	42	—
自己株式の取得							
自己株式の処分							
会社分割による減少						△25	△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	△42	△37	△79
当期末残高	6,025	6,942	6,942	1,037	6,818	1,277	9,133

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△147	22,031	268	268	22,300
会計方針の変更による累積的影響額		1			1
会計方針の変更を反映した当期首残高	△147	22,032	268	268	22,301
当期変動額					
当期純利益		343			343
剰余金の配当		△396			△396
圧縮積立金の取崩し		—			—
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	12	12			12
会社分割による減少		△25			△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			35	35	35
当期変動額合計	11	△67	35	35	△32
当期末残高	△135	21,965	304	304	22,269

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
 - b. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3～50年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア	3～5年
--------	------

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(3) 製品保証引当金

無償保証期間中の修理に備えるため、将来発生する修理見積額を計上しています。

(4) 株式給付引当金

社内規程に基づく従業員への当社株式の交付に備えるため、当期末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品の販売

情報通信事業において情報通信機器の販売、印刷システム事業において印刷・製版機及び関連消耗品の販売、電子計測事業において電子計測器及び電子部品の販売等を行っています。これらの商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、国内の販売において、出荷時から商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しています。

(2) 請負契約

情報通信事業において情報通信ソリューション、受託生産等の請負契約を締結しています。当該請負契約については、主に成果物を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 財務諸表に計上した金額

商品及び製品	1,681百万円
原材料及び貯蔵品	1,887百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げますが、営業循環過程から外れた滞留品については、一定の回転期間を超える場合過去の販売や廃却実績に基づき定期的に帳簿価額を切り下げる方法により、処分見込品については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げる方法により、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しています。

滞留品の規則的な帳簿価額の切り下げは、当社が扱う棚卸資産の特性上、製造又は購入から販売や廃却等までの保有期間が長期にわたることから見積りの不確実性があり、また、処分見込品の評価に際しては、処分見込みの有無についての判断を伴うことから、翌期の財務諸表において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、支給品を買い戻す義務を負っている有償支給取引について、支給した原材料等の消滅を認識しないこととしています。また、従来営業外費用に計上していた売上割引は、売上収益から控除しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

また、損益計算書の「売上高」は、当事業年度より「売上収益」に科目名を変更しています。

この結果、当事業年度の貸借対照表は、原材料及び貯蔵品並びに預り金がそれぞれ953百万円増加しています。当事業年度の損益計算書及び1株当たり情報に与える影響は軽微です。当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は1百万円増加しています。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19条及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしました。この結果、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において流動資産の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記することとしました。

前事業年度において流動負債の「その他」に含めていた「預り金」は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記することとしました。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,211百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	1,344百万円
短期金銭債務	3,607百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	5,557百万円
営業取引以外による取引高	144百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項	
普通株式	141,711株

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

通常の支払条件は、引渡し後おおむね3か月以内です。

顧客との契約には製品等が合意された仕様に従っていることの保証が含まれており、この保証に対して製品保証引当金を認識しています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	697百万円
棚卸資産評価損	240百万円
関係会社株式評価損	633百万円
賞与引当金	91百万円
退職給付引当金	584百万円
退職給付信託	580百万円
その他	141百万円
繰延税金資産小計	2,969百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△697百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,272百万円
評価性引当額小計	△2,969百万円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
圧縮積立金	△3,009百万円
その他有価証券評価差額金	△105百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△3,116百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△3,116百万円

関連当事者情報に関する注記

関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	岩通マニユファクチャリング(株)	(所有) 直接100.0	当社製品の製造 役員の兼任	製品の購入	2,803	買掛金	554
				資金の貸付け	—	短期貸付金	379
				部品の支給	—	未収入金 預り金	738 847
子会社	岩通ソフトシステム(株)	(所有) 直接100.0	当社製品のソフトウェア開発 役員の兼任	資金の借入れ	—	短期借入金	490
子会社	東通工業(株)	(所有) 直接100.0	当社製品の修理 役員の兼任	資金の借入れ	48	短期借入金	499
子会社	岩通ビジネスサービス(株)	(所有) 直接100.0	当社の建物等の 保守管理 役員の兼任	資金の借入れ	—	短期借入金	562

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の購入については、当社製品の市場価格から算定した価格及び同社から提示された総原価を検討の上、決定しています。
2. 部品の支給については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。
3. 資金の貸付け、借入れについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。なお、担保の受入れ、提供はしていません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,240.71円
2. 1株当たり当期純利益 34.54円

附属明細書

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	4,256	143	1	192	4,206	4,305
	構築物	143	23	5	14	146	214
	機械及び装置	337	—	0	36	301	519
	工具、器具及び備品	515	164	3	230	446	6,168
	土地	8,886	21	—	—	8,908	—
	その他	0	10	—	0	10	4
	計	14,140	364	10	474	14,020	11,211
無形固定資産	ソフトウェア	1,202	109	—	396	915	—
	その他	37	—	—	—	37	—
	計	1,239	109	—	396	952	—

(注) 当期減少額には、会社分割による減少が含まれています。

引当金明細表

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	35	0	0	35
賞与引当金	307	304	311	300
製品保証引当金	62	65	62	65
株式給付引当金	58	9	12	56
退職給付引当金	2,266	169	286	2,149

販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
給料及び手当	1,508	
賞与引当金繰入額	197	
退職給付費用	159	
減価償却費	137	
製品保証引当金繰入額	65	
研究開発費	1,606	
その他	2,446	
合計	6,121	

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

岩崎通信機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本美晃

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林圭司

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩崎通信機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩崎通信機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

岩崎通信機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

山本美晃

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小林圭司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩崎通信機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計

算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

。 計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしましたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

2022年5月12日

岩崎通信機株式会社 監査等委員会

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査等委員の職務の分担等に従い、監査等委員全員で行う監査に加え常任選定監査等委員が実施した監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等を含む体系で整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

常勤監査等委員

西村 隆治 

常勤監査等委員

島高 健 


社外監査等委員

三木 康史 

社外監査等委員

伊藤 彰敏 

社外監査等委員

河本 茂 

別紙 3

「承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」

次頁以降をご覧ください。

決算報告書

第51期

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

岩通ネットワークソリューション
IWATSU NETWORK SOLUTION

事業報告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

株式会社の状況に関する重要な事項

事業の経過及びその成果

当事業年度の第2四半期において、当社は、岩崎通信機から首都圏営業グループを統合、サービス事業部を新設分割し、岩通ネットワークソリューションとしてスタートしました。

当事業年度は、前年度から続くコロナ禍の中、また年度中盤からは半導体不足等の影響を受けましたが、幸い当社は堅調に事業を継続することができ、全社としては売上高では初度計画、および修正計画を達成することができました。残念ながら、初度計画の営業利益は達成することができませんでしたが、修正計画の営業利益は達成することができました。

当会計年度の売上高は、1,313百万円で、初度計画に対して134百万円の増収となりました。増収の主な要因は、NTTコミュニケーションズ様経由コメリ様向けの自営商品、及び、NTT商品（ルータ等）の売上が堅調だったことです。一方、利益面では、組織変更に伴う費用増加がありました。経費、および人件費の削減により、営業利益は、77百万円で初度計画に対して5百万円の減益となりました。

1. 各事業の概況

金額単位：百万円

2021年度	首都圏事業本部			NTT事業本部			IBS(サ+人)計			INS計		
	初度	修正	実績	初度	修正	実績	初度	修正	実績	初度	修正	実績
	21/7	21/10	22/3	21/7	21/10	22/3	21/7	21/10	22/3	21/7	21/10	22/3
売上	805	763	735	259	322	451	116	127	127	1,179	1,212	1,313
売上総利益	181	174	166	52	58	62	34	43	43	268	275	272
販管費(部門)	110	114	118	58	70	59	18	15	15	186	200	192
営業利益	71	60	47	▲ 6	▲ 13	3	17	28	28	82	76	77

【首都圏事業本部：2Q～4Q】

首都圏事業本部の売上高は、735百万円で初度計画比 70百万円、修正計画比 28百万円の減収となりました。主な要因は、コロナ禍、および半導体不足による受注の延伸によるものです。

営業利益は、47百万円で初度計画比 24百万円、修正計画比 13百万円の減益となりました。主な要因は、売上の減少と原価率の悪化によるものです。

今後の課題は、ネットワーク案件の受注促進と工事、保守の内製化及び新たな営業マンの戦力化により売上、利益を拡大することです。

【NTT事業本部：1Q～4Q】

NTT事業本部の売上高は、451百万円で初度計画比 192百万円、修正計画比 129百万円の増収となりました。NTTコミュニケーションズ様経由コメリ様向けの自営商品、及び、NTTネットワーク商品の販売が伸びたことが主な要因です。

営業利益は、3百万円で初度計画比 9百万円、修正計画比 16百万円の増益となりました。主な増益の要因は自営商品の販売増による利益率の改善によるものです。

今後の課題は、自営商品の更なる拡販と、NTTグループ様向けの新規外販工事の獲得による外部売上高の拡大、および工事内製化により収益、利益を拡大することです。

参考：【旧IBSサービス事業部：1Qのみ】

旧IBSサービス事業部の1Qの売上高は127百万円で初度計画比 11百万円の増収、営業利益は、28百万円で初度計画比 11百万円の増益となりました。

以上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	432,583,239	流動負債	235,438,867
現金及び預金	42,293,634	買掛金	122,144,881
受取手形	82,962,787	短期借入金	34,650,325
売掛金	269,486,630	未払金	27,471,979
商品及び製品	4,075,832	未払費用	10,800,202
仕掛品	14,405,121	預り金	965,974
未収入金	16,399,984	契約負債	12,291,345
未収収益	6,431	未払法人税等	5,824,100
前払費用	2,812,820	賞与引当金	21,290,061
未収還付法人税等	140,000	固定負債	43,281,094
固定資産	34,042,244	受入保証金	800,000
有形固定資産	8,724,011	退職給付引当金	42,481,094
建物	2	負債合計	278,719,961
車両運搬具	4,864,536	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	3,547,473	株主資本	187,905,522
建設仮勘定	312,000	資本金	94,500,000
投資その他の資産	25,318,233	資本剰余金	35,500,000
出資金	10,000	資本準備金	35,500,000
差入保証金	214,810	利益剰余金	57,905,522
繰延税金資産	25,093,423	利益準備金	3,576,000
		その他利益剰余金	54,329,522
		繰越利益剰余金	54,329,522
		純資産合計	187,905,522
資産合計	466,625,483	負債純資産合計	466,625,483

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：円)

科目	金額
売上収益	1,313,037,193
売上原価	1,041,480,495
売上総利益	271,556,698
販売費及び一般管理費	194,398,612
営業利益	77,158,086
営業外収益	3,277,291
受取利息	1,741,796
雑収入	1,535,495
営業外費用	7,267
支払利息	7,267
経常利益	80,428,110
税引前当期純利益	80,428,110
法人税、住民税及び事業税	30,262,005
法人税等調整額	△17,175,911
当期純利益	67,342,016

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	94,500,000	35,500,000	35,500,000	3,576,000	606,533,867	610,109,867	740,109,867	740,109,867
当期変動額								
当期純利益			0		67,342,016	67,342,016	67,342,016	67,342,016
剰余金の配当			0		△39,513,000	△39,513,000	△39,513,000	△39,513,000
会社分割による増加			0		25,560,293	25,560,293	25,560,293	25,560,293
会社分割による減少			0		△605,593,654	△605,593,654	△605,593,654	△605,593,654
当期変動額合計	0	0	0	0	△552,204,345	△552,204,345	△552,204,345	△552,204,345
当期末残高	94,500,000	35,500,000	35,500,000	3,576,000	54,329,522	57,905,522	187,905,522	187,905,522

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額により計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

商品又は製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。

会計方針の変更に関する注記

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

なお、当該会計方針の変更による影響は軽微です。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,766,447円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 21,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月10日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,233,000	773.00	2021年3月31日	2021年6月11日
2021年11月1日 取締役会	普通株式	利益剰余金	23,280,000	1,108.57	2021年9月30日	2021年11月2日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月6日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	23,856,000	1,136.00	2022年3月31日	2022年6月7日

監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの岩通ネットワークソリューション株式会社(旧社名:岩通ビジネスサービス株式会社)第51期の、取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、親会社における子会社報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当期に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

2022年5月6日

岩通ネットワークソリューション株式会社

監査役 富高 健

